

# 令和8年度 空飛ぶクルマ運航ルート事業環境調査事業 委託業務仕様書

【委託業務名称】 令和8年度 空飛ぶクルマ運航ルート事業環境調査事業

【履行期間】 契約締結日～令和9年3月31日

## 1. 事業趣旨・目的

大阪府では、全国に先駆けた空飛ぶクルマの商用運航の実現及び広域的な運航ネットワークの形成をめざしています。令和8年度は、国内外からの来阪旅行者の交通結節点としてのゲートウェイ（以下「ゲートウェイ」と言う。）を起点とした運航ルートを構築するための事業モデル、空飛ぶクルマの観光商品の販売モデルや旅客運送オペレーションに関する調査・検証を実施し、商用運航の着実な実現につなげていきます。

## 2. 委託業務の内容

(1) ゲートウェイを起点とした運航ルートに関する調査

### ①内容

- ・ゲートウェイを起点として観光分野等での需要が見込まれる運航ルートを複数検討する。検討にあたっては、令和7年度の「空飛ぶクルマ観光魅力促進調査事業」の結果を参考にし、空飛ぶクルマの特性や現時点で想定される機体性能を踏まえること。また、緊急時のダイバード先も検討すること。
- ・複数検討した運航ルートで、継続的な運航及び離着陸場運営に向けた事業モデルの調査・分析を行う。
- ・調査・分析で明らかになった課題を抽出し、取りまとめる。取りまとめた課題を分析し、関係者へのヒアリング等を必要に応じ実施した上で、具体的な対応策を提案する。

### ②留意事項

- ・空の移動革命に向けたロードマップ（2026年3月27日空の移動革命に向けた官民協議会）における2020年代後半までの導入初期を調査のスコープとすること。  
参考：国土交通省 HP <https://www.mlit.go.jp/koku/content/001994078.pdf>
- ・運航ルートの検討にあたっては、離着陸場周辺が観光分野等でのビジネスが見込まれる場所であり、事業モデルの調査・分析が可能な場所を選定すること。
- ・ゲートウェイと府内を結ぶ運航ルートを少なくとも2つ以上検討し、事業モデルを調査・分析すること。加えて、ゲートウェイと府外を結ぶ運航ルートを検討し、事業モデルを調査・分析をすることも可とする。

### 【提案を求める事項】

- ① 運航ルートの検討手法、事業モデルの調査・分析の手法等について、観光産業や空飛ぶクルマの運航・離着陸場の運営等に関する独自の知見やノウハウを活かして、具体的に提案してください。  
※2. 委託業務の内容(2)、(3)の検討・検証手法も同様の観点で提案してください。
- ② 現時点で想定される課題への対応策の検討手法を独自の知見やノウハウを活かして、具体的に提案してください。

## (2) 空飛ぶクルマを活用した観光商品の販売モデルの策定

### ①内容

- ・空飛ぶクルマの導入初期における(1)で事業モデルの調査・分析を行ったルートでの、空飛ぶクルマを観光商品とした販売モデル案を検討する。検討にあたっては、国内外問わないが観光関連事業者(旅行代理店(DMC事業者含む)、鉄道・バス事業者、ホテル、レジャー施設、百貨店等)、空飛ぶクルマの運航事業者や離着陸場運営事業者等にヒアリングし、ニーズを把握した上で実施すること。
- ・空飛ぶクルマを観光商品とした販売モデル案の検討において明らかになった課題を抽出し、取りまとめる。取りまとめた課題を分析し、関係者へのヒアリング等を必要に応じ実施した上で、具体的な対応策を提案し、観光関連事業者等向けの空飛ぶクルマを活用した観光商品の販売モデルを策定する。

### ②留意事項

- ・観光商品の販売モデルは、令和7年度の「空飛ぶクルマ観光魅力促進調査事業」の結果を踏まえて検討すること。
- ・課題等の抽出及び対応策の検討にあたっては「空の移動革命に向けた官民協議会」(※)での協議の内容を踏まえたものとする。

※参考：国土交通省 HP ([https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk2\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk2_000007.html))

#### 【提案を求める事項】

- ① 販売モデル案に検討にあたっての、想定されるヒアリング先とその理由を示してください。
- ② 現時点で想定される課題への対応策の検討手法を独自の知見やノウハウを活かして、具体的に提案してください。

## (3) 空飛ぶクルマの旅客輸送に関するオペレーションの検討及び検証

### ①内容

- ・(1)で事業モデルの調査・分析を行ったルートでの事業モデルや(2)の観光商品の販売モデル案に基づき、旅客への搭乗券販売から目的地到着までの一連のサービス提供の流れを想定した旅客輸送に関するオペレーション方法(以下「オペレーション方法」と言う。)の検討を行う。検討にあたっては、国内外問わないが観光関連事業者(旅行代理店(DMC事業者含む)、鉄道・バス事業者、ホテル、レジャー施設、百貨店等)、空飛ぶクルマの運航事業者や離着陸場運営事業者等にヒアリングした上で実施すること。
- ・その後、検討したオペレーション方法の課題(例：定時性・安全性確保の方法、顧客動線、運航の役割分担等)を抽出しとりまとめ、具体的な対応策を検討し、オペレーション方法に反映した上で実際に検証を行う。
- ・オペレーション方法の検証の結果を取りまとめる。そこで明らかになった課題を分析し、必要に応じ関係者へのヒアリング等を実施した上で、具体的な対応策を提案する。

### ②留意事項

- ・オペレーション方法は、令和7年度の「空飛ぶクルマ観光魅力促進調査事業」の結果を踏まえて検討すること。
- ・課題等の抽出及び対応策の検討にあたっては「空の移動革命に向けた官民協議会」(※)での

協議の内容を踏まえたものとする。

※参考：国土交通省 HP ([https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk2\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk2_000007.html))

**【提案を求める事項】**

- ① オペレーション方法の検討にあたって、想定されるヒアリング先とその理由を示してください。
- ② 現時点で想定される課題への対応策の検討手法を独自の知見やノウハウを活かして、具体的に提案してください。

(4) 業務スケジュール及び実施体制等

- ・ (1)～(3)の業務について、契約締結時期(令和8年7月下旬を予定)から令和9年3月末までの実施スケジュールを示すこと。調査の進捗については、大阪府との定期的なミーティングの機会を設定し、適宜共有すること。なお、令和8年10月中旬を目途に、各調査の進捗状況及び(1)～(3)の業務で明らかになった課題に関する中間報告を求める。
- ・ (1)～(3)の業務を確実に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、業務担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

**【提案を求める事項】**

- ① 業務の実施スケジュールを具体的に提案してください。
- ② 業務実施体制を提案してください(大阪府の許可を得て業務の一部を再委託する場合には、再委託を予定している業務の範囲・内容を明確にすること)。
- ③ 本業務を受託するにあたっての提案事業者の強み(本事業の内容にかかる知見、類似事業の実績・経験、業務遂行能力等を有するスタッフの有無など)を記載してください。

(5) 業務運営にあたっての留意事項

- ・ 最優秀提案事業者に選定されたことを以て、委託業務の内容が確定するものではなく、実施内容については、大阪府と協議のうえ、真摯に履行すること。
- ・ チラシやホームページ、実施状況などを外部に公表する場合などにあっては、その詳細について、あらかじめ大阪府と協議すること。
- ・ 広報媒体の作成にあたっては、色覚障がいのある人や高齢者などに配慮した印刷物を作成すること。

(参考)：「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/>

- ・ また、男女共同参画の視点を踏まえた内容とすること。

(参考)：「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/hyougen.html>

- ・ 業務の実施にあたっては、月2～3回程度、大阪府との定例会議を開催し、業務の進捗状況に

ついでに報告や事業実施にあたっての協議等を行うこと。また、会議を通じて、関係職員が常に業務の運営方針を共有するとともに、コミュニケーションの促進を図り、日頃の課題に関する意見交換を行うことにより、効果的・効率的な業務の遂行に努めること。

### 3. 委託費の上限

委託費の総額は 20,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 4. 委託業務の一般原則

- (1) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (2) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (3) 業務の主要部分の再委託は禁止とする。なお、業務の一部について再委託の必要が生じた場合は事前に大阪府と協議するとともに、その決定に従うこと。

### 5. 委託業務の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、本事業終了後 5 年間保存するものとする。

### 6. 委託業務の報告

受託事業者は、契約締結後、適宜、実施状況を書面等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。

また、業務期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

### 7. 経費の取扱い

・本業務の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本業務の経費で他の業務の経費をまかなってはならない。

・経費のうち、人件費、事業費については、実費弁済（事業者が実際に支払った経費分だけの請求を認める。）の考え方を取ることとする。また、本業務のために支出した全ての人件費、事業費について、給与明細、公的証明書、領収書等の各種証拠書類の提示を求める。

※人件費は実際に支給した給与額等（給与明細等で証明できる額）の積み上げで積算(精算)することとし、いわゆる単価方式（例：支給実績に関わらず、主任研究員は 1 日 60,000 円で一律計上する。）は認めない。

・本業務を行うに必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、以下の計算方法により算出した範囲内とする。

$$\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{事業費}) \times \text{一般管理費率}$$

※一般管理費率は、受託者の内部規定などで定める率または合理的な方法により算定したと認められる率とするが、10%を超えることはできない。

### 8. その他

(1) 本仕様書については、公募型プロポーザル方式による事業者選定の結果、最優秀提案者となった者と大阪府との間で再度協議したうえで、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。

(2) 本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項や疑義が生じた場合は、大阪府と受託事業者とで協議の上、業務を遂行すること。

(3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

(4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。

(5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。

(6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。

(7) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word 形式及び PDF 形式、CD-ROM 等 2 枚）も提出すること。

なお、報告書等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権者人格権を行使しないこと。

(8) 本業務を通じて知り得たビジネスプラン及び企業情報は、守秘義務により外へ漏らしてはならない。本委託事業の終了後においても同様とする。

(9) 個人情報の取扱いについては、公募要領特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。